

2015年（平成27年）5月12日

株式会社 フェニックス
代表取締役 宮内 政史 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者機構日本



会長 青山 伸
理事長 芳賀 唯史

要請書

私ども消費者機構日本は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です（別紙組織概要、消費者団体訴訟制度パンフレット等資料を参照ください）。

貴社に対しては2009年から2011年にかけて、自動車売買契約書の一部の条項について、当機構より是正の申入れを行い、貴社と協議の上、別紙①当機構の公表内容のように契約書の条項を改定いただきました。

しかし最近当機構に、貴社と自動車売買契約（以下、本契約）を締結した消費者より、契約書に記載のない違約金（自動車売買価格の20%）を請求されたという情報提供がありました。さらに、当機構で追加調査をしたところ、自動車売買価格の20%の違約金を定めた契約書が存在するとの情報もありました。このため当機構で、当該の情報・契約内容及び関連する苦情等を検討した結果、売買契約をめぐる違約金の問題が一定数あると推定するに至りました。

よって、当機構は貴社に対し、最近の自動車売買契約書の提供を依頼するとともに、消費者契約法に基づき下記のとおり、要請を行います。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を2015年6月15日（月）までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容等を当機構のホームページ等に公表いたします。

また、当機構は、消費者契約法第23条4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

添付文書① 当機構の公表内容（改定後の契約条項含む）

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

専務理事
事務局

磯 辺 浩 一
並 木 静 香

E-mail : namiki@coj.gr.jp

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館 プラザエフ 6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

要請事項

第1 中古自動車売買価格の20%の違約金について

1 要請の趣旨

貴社の中古自動車売買契約において、契約成立後に申し込みを撤回した消費者に対し、「契約条項 一般約款 4」の記載にかかわらず、自動車売買価格の20%の違約金を請求することを止めてください。

2 要請の理由

「契約条項 一般約款 4」に記載の「その車輛にかかった費用（修繕費・加修費・整備費・運送費・保管費等）」があるにもかかわらず、契約条項に全く記載がなく、契約時の説明もない自動車売買価格の20%の違約金を請求することは契約違反であり、契約解除時の違約金の不当請求と言えます。また、消費者にとって自動車売買価格の20%の違約金は合意のない事項であるため、支払い義務はなく、貴社が「契約条項」に定める違約金以外の請求を行うことは違法行為ですので、即刻停止することを求めます。

第2 自動車売買価格の20%の違約金を記載した契約書について

1 要請の趣旨

前回協議にて、貴社からは、契約解除時に自動車売買価格の20%の違約金を求める旨記載した契約書の使用を停止していると報告を受けていますが、情報提供によると貴社支店の中には、改定前同様に、契約解除時に自動車売買価格の20%の違約金を求める旨の特約を定めた契約書を使用しているところがあるのではないかと考えられます。至急、実情を把握いただき、消費者からの契約解除の際に自動車売買価格の20%の違約金を求める旨の特約を使用している支店があれば、当該条項を削除してください。そして、前回協議にて貴社が改定するとした「契約条項 一般約款 4」よりも消費者に不利益な内容で契約解除時の違約金に関する特約を定めないよう徹底してください。

また、前回申入れ時に改定するとした「契約条項 一般約款 4」が記載された契約書をまだ使用していない支店があるのであれば、至急改定後の契約書に切り替えてください。

2 要請の理由

前回申入れで指摘しましたように、「契約条項 一般約款 4」記載の「その車輛にかかった費用（修繕費・加修費・整備費・運送費・保管費等）」を超えて、契約解除の際に自動車売買価格の20%の違約金を請求する旨の条項は、契約解除にともない貴社に生ずる平均的損害を超える違約金を定めるものであり、消費者契約法9条1号に該当する不当条項です。

補足説明

当機構からの2009年7月2日付申入れでは、契約成立後の契約解除時の違約金について、消費者契約法第9条1号に従い貴社に生ずる平均的損害を超えない範囲で定めるよう求めました。その申入れに従い、貴社は下表のように「迷惑料・・・車両本体価格の20%」等の規定を削除し、契約成立後の違約金について、「その車両にかかった費用（修理・加修費、整備費、運送費、保管費等）を請求されても異議はありません。」と契約条項を是正しました。その経緯をふまえると、「その車輛にかかった費用（修繕費・加修費・整備費・運送費・保管費等）」を超えて自動車売買価格の20%の違約金を請求することは消費者契約法第9条1号の趣旨を潜脱する行為と考えます。

<表>旧違約金条項と2010年9月末日より是正された違約金条項対比表

旧（是正前）条項	2010年9月末日より是正された条項
<p>「契約条項 一般約款 4」</p> <p>4.（第一文略）万一、私の都合で申込を撤回した場合、当日であっても迷惑料（当社規定により通常少ずる額）及びその車輛にかかった費用（修理・加修費等）整備・法定費用を請求されても異議はありません。この場合申込金、中間金より相殺されても異議は有りません。不足分は現金をもって貴社に支払います。当社規定による迷惑料・・・車体本体価格の20%（車体本体価格30万円以下の場合には30%）、法定費用、車輛保管料（1500円×経過日数）</p>	<p>「契約条項 一般約款 4」</p> <p>4.（第一文略）万一、注文者の都合により、申込金支払後、契約成立前に申し込みを撤回した場合、契約成立のために支出した損害につき、賠償します。また、契約成立後に申し込みを「撤回した場合には、その車両にかかった費用（修理・加修費・整備費（この場合、申込金や中間金を既に支払っていたときは、相殺されても異議はありません。）・運送費・保管費（$1,500 \text{円} \times \text{経過日数}$）等）を請求されても異議はありません。</p>

以上